

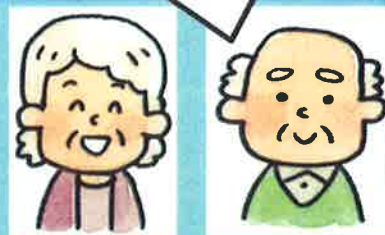
## マイナンバー制度の開始に伴い窓口での本人確認が変わります！

平成 28 年 1 月からマイナンバー制度開始に伴い、後期高齢者医療制度の下記手続きにおいて個人番号の提示が必要となります。

### ＜個人番号の提示が必要な手続き＞

1	転入・転出・転居の届出
2	保険証の再発行
3	限度額適用・標準負担額減額認定申請
4	高額療養費支給申請
5	補装具等の療養費支給申請
6	高額介護合算療養費等支給申請

後期高齢者医療制度で  
マイナンバーの利用が始まるよ！



### ＜手続きに必要なもの＞

**個人番号（マイナンバー）の確認と身元確認**を下記の方法で行います。（①または②）

#### ①個人番号カードを持っている場合 (プラスチック製で写真付き、任意で作成)



(※裏面に個人番号記載)

**1 枚で個人番号確認と身元確認ができます！**

#### ②個人番号カードを持っていない場合



**個人番号確認 (通知カードなど)**

+

**身元確認 (免許証など)**



または、

◎身元確認は、基本的に顔写真付きのものは 1 点で構いませんが、顔写真なしのものは 2 点必要です。

↓ 身元確認について...

- 1 点確認でよいもの 免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳 (顔写真つき) 等
- 2 点確認でよいもの 被保険者証、年金手帳、離島割引カード 等

### ＜代理人による申請＞

①代理権の確認、②代理人の身元確認、③被保険者のマイナンバー確認が必要となります。